

医療費の助成制度(マル福)を活用しましょう

● マル福の対象者 あなたも対象になっていませんか？

医療福祉費支給制度は茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度(所得制限有り)です。助成の対象者は次のとおりで、助成を受けるには医療福祉費受給者証の交付申請が必要です。

小 児	0歳～高校生相当※ ※18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の方(4月1日生まれの方は直前の3月31日まで)。年齢が条件であり、就学・就職・婚姻の有無については問いません。
ひとり親家庭	母子・父子家庭および両親のいない子、配偶者が重度心身障がい者である方とその子
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方、障害年金1級の受給権者等一定の障がいをお持ちの方。詳しくは役場国保年金課までお問合せください。
妊産婦	母子手帳の交付を受けている方

▶小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費助成制度(マル美)で助成を受けることができます。

● 医療費助成の受け方

茨城県内の医療機関を受診

医療機関にて健康保険証と受給者証と一緒に提示してください。支払い額が制度で設定されているマル福自己負担金になります。

高校生相当までの医療費(保険適用分)全額助成

平成31年4月受診分より、茨城県内の医療機関窓口で支払ったマル福自己負担金を、3カ月ごとに指定の金融機関口座へ自動的に振り込みます。

一部例外
あり

茨城県外の医療機関を受診

受給者証は使用できません。健康保険証を提示して保険診療を受け、領収証をもらってください。その後、国保年金課窓口を支給申請をしてください。

支給申請が必要な場合

- ・(医療機関ごと)同月中に受診した回数が2回までで、外来自己負担金とともに600円未満の場合
- ・茨城県外の医療機関を受診した場合
- ・受給者証を提示せずに茨城県内の医療機関を受診した場合
- ・平成31年3月以前に医療機関を受診した分

医療機関を受診した月の翌月以降に、1カ月分の領収書をまとめて国保年金課にて支給申請してください。

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116・117



マイナンバーカード申請のお手伝い



休日にマイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、写真撮影(無料)を行い、カード申請のお手伝いをします。

◇実施日時 4月26日(日) 午前8時30分～午後0時30分

◇実施場所 役場住民課窓口

◇申請に必要なもの

- ・本人確認書類 運転免許証等の顔写真付きの公的身分証明書、健康保険証、年金手帳等の身分証明書等を組み合わせて2点(顔写真付きの公的身分証明書1点の場合でも申請は行えますが、カードの受取方法を選択できない場合があります。)
- ・通知カード(お持ちの方のみ)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

◇問合せ 役場住民課

